

京都府公報

号 外 第 15 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ペー ジ	訓 令	
○京都府証紙規則の一部を改正する規則	(会計課) 1	○京都府職員章程規程及び京都府報酬等支払事務取扱規程の一部を改正する訓令	(人事課) 3
○京都府会計規則の一部を改正する規則	(〃) 〃		
○京都府立学校授業料等徴収条例施行規則	(医療課) 2		
○京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(〃) 〃	告 示	
○京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則	(〃) 〃	○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示	(林業振興課) 4
○京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(生活衛生課) 3	教 育 委 員 会	
		○京都府教育委員会所管公舎管理規程の一部を改正する訓令	7

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府証紙規則の一部を改正する規則
京都府会計規則の一部を改正する規則
京都府立学校授業料等徴収条例施行規則
京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則
京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和 2 年 3 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第14号

京都府証紙規則の一部を改正する規則

京都府証紙規則（昭和39年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項を削り、同条第2項中「証紙受払報告書（別記第10号様式の2）」を「収入証紙受払報告書（別記第10号様式）」に改め、同条中同項を第1項とし、第3項を削る。

第22条中「第20条第2項」を「第20条」に、「作成し

た収入証紙受払総計算書」を「提出された収入証紙受払報告書」に改める。

別記第10号様式を削り、別記第10号様式の2を別記第10号様式とする。

別記第11号様式中「**四**」を削る。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の京都府証紙規則第20条の規定は、令和2年4月1日以降に受払いをする収入証紙に係る報告から適用し、令和2年3月31日までに受払いをした収入証紙に係る報告については、なお従前の例による。

京都府規則第15号

京都府会計規則の一部を改正する規則

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第136条中「次の各号」を「次」に改め、同条第10号中「損害金」の右に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第169条を次のように改める。

第169条 削除

第248条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とす

る。

第252条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

第261条第2項中「出納員は、」の右に「現金の出納、保管状況等について」を加え、「、点検のための計画を作成し、当該計画に基づき」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の京都府会計規則第67条の規定は、令和2年度の会計年度から適用し、令和元年度以前の会計年度については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の京都府会計規則第252条の規定は、令和2年4月1日以降に出納する現金及び有価証券に係る報告から適用し、令和2年3月31日までに出納した現金及び有価証券に係る報告については、なお従前の例による。

京都府規則第16号

京都府立学校授業料等徴収条例施行規則

(納付期限までに授業料を納付させることが適当でないと認められる場合)

第1条 京都府立学校授業料等徴収条例(昭和23年京都府条例第12号。以下「条例」という。)第3条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「支援法」という。)第8条第1項の規定による認定の申請に対する処分が、当該申請により減免を受けようとする授業料に係る最初の期の授業開始の日までに行われず、又は行われないことが見込まれる場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、支援法第8条第1項の規定による認定の申請により減免を受けようとする授業料の納付期限後に入学する場合
- (3) その他条例第2条に規定する納付期限までに授業料を納付させることが適当でない場合として知事が認める場合

(納付期限までに入学料を納付させることが適当でないと認められる場合)

第2条 条例第9条に規定する規則で定める場合は、支援法第8条第1項の規定による認定の申請に対する処分が、入学の日までに行われず、又は行われないことが見込まれる場合その他条例第8条第1項に規定する納付期限までに入学料を納付させることが適当でない場合として知事が認める場合とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

京都府規則第17号

京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則(平成25年京都府条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「授業料(」の右に「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項又は」を、「」又は入学料」の右に「(同法第8条第1項又は授業料条例第10条第1項の規定により減免を受ける場合は、減免後の入学料)」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

京都府規則第18号

京都府病院事業会計規則の一部を改正する規則

京都府病院事業会計規則(昭和54年京都府規則第19号)の一部を次のように改正する。

第36条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「使用する」を「使用をする」に改め、同条中同号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第99条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

別表の勘定科目の費用の表中「賃金」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府病院事業会計規則の規定については、令和2年度の事業年度から適用し、令和元年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

京都府規則第19号

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則（平成16年京都府規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「有機物等（）」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは」に、「の」を「の」に改め、同号の表有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の項を次のように改める。

有機物（全有機炭素（TOC）の量） 又は有機物（全有機炭素（TOC）の量） によることが不適切と考えられる場合 は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっ ては全有機炭素計測定法、過マンガン酸 カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっ ては1リットル中に8ミリグラム以下、 過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1リットル中に25ミリグラム以下である こと。
---	---	--

第3条第1項第1号の表大腸菌群の項中「昭和37年厚生省令・建設省令第1号」を「昭和37年厚生省・建設省令第1号」に改め、同表レジオネラ属菌の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同項第2号中「水素イオン濃度又は有機物等（）」を「pH値又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは」に、「の」を「の」に改め、同号の表水素イオン濃度の項中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「又は比色法」を削り、同表有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の項及び大腸菌群の項を次のように改める。

有機物（全有機炭素（TOC）の量） 又は有機物（全有機炭素（TOC）の量） によることが不適切と考えられる場合 は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっ ては全有機炭素計測定法、過マンガン酸 カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっ ては1リットル中に3ミリグラム以下、 過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1リットル中に10ミリグラム以下である こと。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。

第3条第1項第2号の表レジオネラ属菌の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

第4条中「遊離残留塩素濃度」の右に「又はモノクロラミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラムから」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中」に、「1.0ミリグラム）」を「1ミリグラム）、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム程度」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

京都府訓令第5号

本 庁
地方機関

京都府職員章規程及び京都府報酬等支払事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府職員章規程及び京都府報酬等支払事務取扱規程の一部を改正する訓令

（京都府職員章規程の一部改正）

第1条 京都府職員章規程（昭和41年京都府訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「訓令」に改める。

第2条中「第22条」を「第22条の3第1項の規定により」に、「その」を「それらの」に改める。

第7条中「規程」を「訓令」に改める。

（京都府報酬等支払事務取扱規程の一部改正）

第2条 京都府報酬等支払事務取扱規程（昭和53年京都府訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的に任用された非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に、「賃金（）」を「給与（パートタイム会計年度任用職員（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第26条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。）に支給する報酬、通勤手当に相当する費用弁償及び期末手当並びにフルタイ

ム会計年度任用職員（同項第2号に掲げる会計年度任用職員をいう。）に支給する給料及び手当をいう。に、「規程」を「訓令」に改める。

第5条第2項中「前項の場合において、議会の議員に期末手当を支給する場合にあつては」を「報酬等のうち、期末手当を支給する場合においては」に、「議員報酬」を「報酬等」に改める。

別記第2号様式中「議員報酬月額」を「報酬月額」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第210号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「協定（事業主体が市町村であるときは森林所有者と、事業主体が市町村以外のものであるときは地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、当該補助事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）を締結して実施されるものについては、当該協定に定めた期間内」を「森林緊急造成、被害森林整備又は重要インフラ施設周辺森林整備の事業である場合は、補助事業の完了後おおむね10年を経過するまでの間」に改める。

別表森林環境保全整備事業の項中「行う森林緊急造成」の右に「及び重要インフラ施設周辺森林整備」を加え、「第6条第1項の」を「補助事業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める」に、

枝打ち	XⅧ齢級以下の林分において、更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費
除伐	下刈りが終了したⅢ齢級の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費
保育間伐	適正な密度管理を目的として、次に掲げる林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費 (1) Ⅶ齢級以下（天然林にあつては、XⅡ齢級以下）の林分 (2) 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分（(1)の林分を除く。）
更新伐	育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として、XⅧ齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は、X齢級以上の林分に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしに要する経費

を

枝打ち	XⅧ齢級以下の林分において、更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費
除伐	下刈りが終了したⅢ齢級の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費
保育間伐	適正な密度管理を目的として、次に掲げる林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木に係るものを含む。）に要する経費 (1) Ⅶ齢級以下（天然林にあつては、XⅡ齢級以下）の林分 (2) 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分（(1)の林分を除く。）
更新伐	育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として、XⅧ齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は、X齢級以上の林分に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木に係るものを含む。）及び巻枯らしに要する経費

に、

保 全 松 林 緊 急 保 護 整 備	保 全 松 林 健 全 化 整 備	衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却並びに薬剤処理に要する経費	補助対象事業費の10分の7	次のいずれかに該当するものの（5）に該当するものにあつては、当該森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） (1) 市町村 (2) 森林所有者 (3) 森林組合等 (4) 森林所有者の団体 (5) 森林経営計画策定者 (6) 民間事業者
--	---	-----	---	---------------	--

を

重 要 イン フラ 施設 周 辺 森 林 整 備	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費	次のいずれかに該当する者（市町村にあつては自ら所有する森林以外の森林において森林所有者及び機能が停止した場合に府民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）の管理者と協定を締結して事業を実施する市町村に限り、次の(2)から(4)までに該当する者にあつては地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結した者で、自ら所有する森林以外の森林において事業を実施するものに限る。） (1) 市町村 (2) 森林組合等 (3) 特定非営利活動法人等 (4) 民間事業者
	樹下植栽等	次に掲げる樹下植栽等に要する経費 (1) 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木がⅢ齢級以上の林分（長期育成循環施業の対象森林にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去 (2) 天然更新による森林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去	
	下刈り	植栽により更新したⅡ齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合及び植栽により複層林となる場合等を除く。）にあつてはⅠ齢級以下、植栽により複層林となる場合等にあつては下層木がⅤ齢級以下）の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下（複層林にあつては、下層木がⅧ齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費	
	雪起こし	植栽により更新したⅤ齢級以下の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費	
	倒木起こし	植栽により更新したⅤ齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし（雪起こしを除く。）に要する経費	
	枝打ち	ⅩⅧ齢級以下の林分において、更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費	
	除伐	下刈りが終了したⅢ齢級の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	

	保育間伐		適正な密度管理を目的として、次に掲げる林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木に係るものを含む。）に要する経費 (1) VII 齢級以下(天然林にあっては、X II 齢級以下)の林分 (2) 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分 ((1)の林分を除く。)		
	更新伐		育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として、X VII 齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は、X 齢級以上の林分に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木に係るものを含む。）及び巻枯らしに要する経費		
	附帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費		
		施設改良	既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良に要する経費		
	林内作業場及び林内灌水施設整備		森林造成・整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内灌水施設の整備に要する経費		
	林床保全整備		造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕耘、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等に要する経費		
	荒廃竹林整備		周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備に要する経費		
	森林作業道整備		森林作業道の開設及び改良に要する経費		
保全松林緊急保護整備	保全松林健全化整備	衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却並びに薬剤処理に要する経費	補助対象事業費の10分の7	次のいずれかに該当するものの(5)に該当するものにあつては、当該森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。 (1) 市町村 (2) 森林所有者 (3) 森林組合等 (4) 森林所有者の団体 (5) 森林経営計画策定者 (6) 民間事業者

に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年3月31日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第2号

教育機関

京都府教育委員会所管公舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

京都府教育委員会
教育長 橋 本 幸 三

京都府教育委員会所管公舎管理規程の一部を改正する訓令

京都府教育委員会所管公舎管理規程（昭和30年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表の基準にもとづいて」を「京都府公舎管理規程（昭和30年京都府訓令第14号）別表に掲げる基準の例により」に改める。

別表を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から令和3年3月31日までの間における公舎の使用料は、この訓令による改正後の京都府教育委員会所管公舎管理規程（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、京都府公舎管理規程（昭和30年京都府訓令第14号）別表の規定により算定される公舎の使用料（以下「改正後使用料」という。）がこの訓令による改正前の京都府教育委員会所管公舎管理規程（以下「旧規程」という。）別表の規定により算定される公舎の使用料（以下「改正前使用料」という。）を超える場合には改正後使用料から当該超える額の3分の2に相当する額を控除し、改正後使用料が改正前使用料に満たない場合には改正後使用料に当該満たない額の3分の2に相当する額を加算した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額）とする。
- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における公舎の使用料は、新規程の規定にかかわらず、

改正後使用料が改正前使用料を超える場合には改正後使用料から当該超える額の3分の1に相当する額を控除し、改正後使用料が改正前使用料に満たない場合には改正後使用料に当該満たない額の3分の1に相当する額を加算した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額）とする。